

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 2 月 24 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600952号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600367号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額に基づき厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年6月24日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年6月23日  
⑧ 平成18年12月20日  
⑨ 平成19年6月25日  
⑩ 平成19年12月20日  
⑪ 平成20年6月25日  
⑫ 平成21年12月18日  
⑬ 平成22年6月25日  
⑭ 平成22年12月20日  
⑮ 平成23年6月24日

A社から支給された賞与について、請求期間①から⑮までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②の賞与に係る「平成15年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）、請求期間③から⑤までの賞与に係る「賞与支給控除一覧表」、同社の担当者の陳述並びに同僚が保有する請求期間①及び②の賞与に係る賞与明細書により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までにおいて、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げる各標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年5月2日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成15年6月25日	11万1,000円
② 平成15年12月19日	10万4,000円
③ 平成16年6月25日	6万2,000円
④ 平成16年12月20日	81万3,000円
⑤ 平成17年6月24日	83万4,000円
⑥ 平成17年12月20日	83万4,000円
⑦ 平成18年6月23日	83万4,000円
⑧ 平成18年12月20日	83万4,000円
⑨ 平成19年6月25日	83万4,000円
⑩ 平成19年12月20日	83万4,000円
⑪ 平成20年6月25日	83万4,000円
⑫ 平成21年12月18日	83万4,000円
⑬ 平成22年6月25日	83万4,000円
⑭ 平成22年12月20日	83万4,000円
⑮ 平成23年6月24日	83万4,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600953号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600368号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年6月24日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年6月23日  
⑧ 平成18年12月20日  
⑨ 平成19年6月25日  
⑩ 平成19年12月20日  
⑪ 平成20年6月25日  
⑫ 平成21年12月18日  
⑬ 平成22年6月25日  
⑭ 平成22年12月20日  
⑮ 平成23年6月24日

A社から支給された賞与について、請求期間①から⑮までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②の賞与に係る「平成15年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）、請求期間③から⑤までの賞与に係る「賞与支給控除一覧表」、同社の担当者の陳述並びに同僚が保有する請求期間①及び②の賞与に係る賞与明細書により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までにおいて、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げる各標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年5月2日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成15年6月25日	8万円
② 平成15年12月19日	4万5,000円
③ 平成16年6月25日	4万5,000円
④ 平成16年12月20日	58万5,000円
⑤ 平成17年6月24日	60万円
⑥ 平成17年12月20日	60万円
⑦ 平成18年6月23日	60万円
⑧ 平成18年12月20日	60万円
⑨ 平成19年6月25日	60万円
⑩ 平成19年12月20日	60万円
⑪ 平成20年6月25日	60万円
⑫ 平成21年12月18日	60万円
⑬ 平成22年6月25日	60万円
⑭ 平成22年12月20日	60万円
⑮ 平成23年6月24日	60万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600954号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600369号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年6月24日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年6月23日  
⑧ 平成18年12月20日  
⑨ 平成19年6月25日  
⑩ 平成19年12月20日  
⑪ 平成20年6月25日  
⑫ 平成21年12月18日  
⑬ 平成22年6月25日  
⑭ 平成22年12月20日  
⑮ 平成23年6月24日

A社から支給された賞与について、請求期間①から⑮までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。



### 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②の賞与に係る「平成15年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）、請求期間③から⑤までの賞与に係る「賞与支給控除一覧表」、同社の担当者の陳述並びに同僚が保有する請求期間①及び②の賞与に係る賞与明細書により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までにおいて、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げる各標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年5月2日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成15年6月25日	3万8,000円
② 平成15年12月19日	2万1,000円
③ 平成16年6月25日	2万1,000円
④ 平成16年12月20日	29万3,000円
⑤ 平成17年6月24日	30万円
⑥ 平成17年12月20日	30万円
⑦ 平成18年6月23日	32万円
⑧ 平成18年12月20日	34万円
⑨ 平成19年6月25日	34万円
⑩ 平成19年12月20日	36万円
⑪ 平成20年6月25日	36万円
⑫ 平成21年12月18日	40万円
⑬ 平成22年6月25日	40万円
⑭ 平成22年12月20日	42万円
⑮ 平成23年6月24日	42万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600955号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600370号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年6月24日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年6月23日  
⑧ 平成18年12月20日  
⑨ 平成19年6月25日  
⑩ 平成19年12月20日  
⑪ 平成20年6月25日  
⑫ 平成21年12月18日  
⑬ 平成22年6月25日  
⑭ 平成22年12月20日  
⑮ 平成23年6月24日

A社から支給された賞与について、請求期間①から⑮までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②の賞与に係る「平成15年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）、請求期間③から⑤までの賞与に係る「賞与支給控除一覧表」、同社の担当者の陳述並びに同僚が保有する請求期間①及び②の賞与に係る賞与明細書により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までにおいて、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表及び賞与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げる各標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年5月2日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成15年6月25日	2万1,000円
② 平成15年12月19日	2万1,000円
③ 平成16年6月25日	2万1,000円
④ 平成16年12月20日	29万3,000円
⑤ 平成17年6月24日	30万円
⑥ 平成17年12月20日	30万円
⑦ 平成18年6月23日	32万円
⑧ 平成18年12月20日	34万円
⑨ 平成19年6月25日	34万円
⑩ 平成19年12月20日	36万円
⑪ 平成20年6月25日	36万円
⑫ 平成21年12月18日	40万円
⑬ 平成22年6月25日	40万円
⑭ 平成22年12月20日	42万円
⑮ 平成23年6月24日	42万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600992号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600366号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年6月から昭和58年8月まで  
② 昭和58年9月から昭和59年3月まで

A社にD職及びE職として勤務した請求期間①及びC社にD職及びE職として勤務した請求期間②の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間①及び②に当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社の請求期間①当時の事業主は、既に亡くなっている上、平成6年に同社と合併したB社は、合併前に退職した従業員の人事に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和56年度に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員のうち、資格取得年月日が同年4月1日付けでない従業員(中途採用者と思われる者)で請求者と同様にF市に在住の女性従業員27人に請求者の請求期間①に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱い等について照会したが、回答のあった14人全員が請求者を記憶しておらず、勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱い等について不明である旨回答している上、請求者が請求期間①当時、同社と一緒に勤務したとする同僚は、当該名簿にその氏名が記載されていないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、請求期間①当時、A社において社会保険の担当者であった者は、勤務形態や従業員

の希望によって社会保険に加入しない場合があった旨回答・陳述している。

加えて、請求者は、昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 61 年 4 月 28 日までの期間、F 市において国民健康保険に加入しており、請求期間①のうち、昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 58 年 8 月までの期間は、国民健康保険加入期間であることが確認できる。

請求期間②について、C 社の請求期間②当時の事業主に、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険料の給与からの控除及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答が得られず、確認することができない。

また、C 社は、請求者の請求期間②に係る資料を保管していないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答している。

さらに、C 社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間②に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している女性従業員 17 人に請求者の請求期間②に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱い等について照会したが、回答のあった 5 人全員が請求者を記憶しておらず、勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱い等について不明である旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間②に F 市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。